



## 戦後 80 年—憲法 9 条という問い



田中極子 国際社会学部 准教授

2025 年、日本は戦後 80 年の節目を迎えた。第 2 次世界大戦の深い反省から生まれた日本国憲法、とりわけ 9 条は、「戦争の放棄」と「戦力の不保持」を掲げ、戦後日本の平和主義を象徴してきた。しかし現実には、ロシアによるウクライナ侵攻、台湾海峡の緊張、北朝鮮の核・ミサイル開発など、国際社会の不安定化が進んでいる。そうした中で、日本も自衛隊の機能拡大や防衛政策の転換を進め、9 条の解釈も段階的に変えてきた。戦後日本が掲げた平和の理念と現実との間には、いまだどれほどの距離があるだろうか。

戦争の惨禍を経験した直後の日本にとって、軍事力を持たずに平和を目指す憲法 9 条の方針は、国際社会に対する誓約であると同時に、自らの過去と決別する決意でもあったと言える。多くの国民がこの理念を支持し、「二度と戦争をしない国」としての新たな道を歩みはじめた。9 条の理念は、国際法の視点から見ても特異な存在ではない。1945 年に採択された国連憲章も、すべての加盟国に対して「武力による威嚇または武力の行使を慎む」ことを求めている。日本の平和主義は、国際社会の理念とも連動しており、9 条は単なる国内の理想ではなく、国際秩序の一部として構想された条文であると言える。

しかし、その後の国際情勢の変化は、憲法の理念だけでは対応しきれない現実を突きつけた。1950 年の朝鮮戦争をきっかけに警察予備隊が設置され、これが現在の自衛隊へと発展する。その際、政府は「自衛のための最小限度の実力組織は戦力ではない」という憲法解釈を示し、9

条との整合性を保とうとした。

1990 年代以降、日本は国連平和維持活動 (PKO) への参加、テロ対策特別阻止法の制定、自衛隊の海外派遣など、徐々に「平和維持」や「国際貢献」を名目とした活動を広げていった。そして 2015 年には、安保関連法の成立により、限定的ながら集団的自衛権の行使も可能とされた。これらはすべて、憲法 9 条の下で行われた安全保障政策の現実化の過程である。

さらに近年の国際情勢の緊迫化により、日本政府は防衛費を大幅に増額し、「反撃能力 (敵基地攻撃能力)」の保有方針も打ち出している。これについては、「9 条の理念からの逸脱だ」との批判がある一方で、「専守防衛の範囲内であり、あくまで自衛のための措置」との説明もある。こうした議論は、平和主義を掲げる憲法 9 条と現実の安全保障政策との関係が、いかに揺れ動いているかを示している。

9 条の理念は、理想主義的な側面を持つが、それは単に非現実的という意味ではない。9 条を掲げ続けてきたことによって、日本は国際社会から「平和国家」として一定の信頼を得てきた。現在、私たちは理想と現実の間にある「ずれ」を目前にしている。しかし、その「ずれ」を理由に、理想を放棄するのではなく、どうすれば理想に少しでも近づけるかを問い直すことが必要だろう。戦後 80 年の間、9 条は日本の国を形作る重要な規範であり続けた。これからも、単に現実流されるのではなく、私たち自身がどんな社会を望むのかという視点から、この条文と向き合い続けることが求められている。